

徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度（以下「認証制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 認証制度は、若者の徳島県内における就業を促進するとともに、本県産業における雇用創出を図るため、日本学生支援機構等の奨学金を借り入れた大学生等が、県内の対象業種に正規職員として一定期間就業した場合に、奨学金の返還を支援する、「**とくしま回帰**」加速・産業人材支援事業」（以下「産業人材支援事業」という。）に賛同する企業等を知事が認証し、当該企業等を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、企業等とは、徳島県内外の企業、法人、団体をいう。

(認証)

第4条 知事は、産業人材支援事業を実施するための徳島県奨学金返還支援基金に500,000円以上寄付した企業等を徳島県奨学金返還支援サポート企業として認証するものとする。

2 知事は、過去3年間に於いて労働基準法など労働関係法令その他法令に係る重大な違反がある場合は認証しないことができる。

(支援)

第5条 知事は、前条の規定により認証した場合は、当該企業に認証書を交付するとともに、認証企業の成長・安定、求人活動等を支援するものとする。

2 認証企業への支援内容は、別に定める。

3 前条の認証の期間は、認証の日から産業人材支援事業の終了の日までとする。

(認証の取消し)

第6条 知事は、認証企業に労働基準法など労働関係法令その他法令に係る重大な違反が認められた場合は、当該認証を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

徳島県奨学金返還支援基金への寄付申込書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は所在地

名 称

業 種

(業種は日本標準産業分類の中分類を記入してください)

代表者(役職・氏名)

担当者 氏 名

電話番号

徳島県奨学金返還支援基金へ寄付を申し込みます。

記

寄付金額 金 円

※寄付は、後日、徳島県から送付される納付書により納付します。

徳島県奨学金返還支援サポート企業認証書

寄付企業名称
住 所

徳島県奨学金返還支援サポート企業認証制度実施要綱
第5条第1項の規程により、「奨学金返還支援サポート
企業」として認証します。

認証番号 第 号
認証年月日 年 月 日

徳島県知事